

二月五日。足利義詮、加賀守護富樫昌家に命じて、大和春日社造替料棟別錢をその國內に徴せしむ。

【春日社文書】 大和

五二二

春日社造替料諸國棟別拾文事所被下綸旨也。加賀國分可致嚴蜜沙汰之狀如件。

貞治四年二月五日

(足利義詮) 判

富樫竹童殿

二月五日。足利義詮、能登守護吉見氏頼に命じて、大和春日社造替料棟別錢をその國內に徴せしむ。

【春日社文書】 大和

五二三

春日社造替料諸國棟別拾文事所被下綸旨也。能登國分可致嚴蜜沙汰之狀如件。

貞治四年二月五日

(足利義詮) 判

吉見參川前司殿

三月八日。尼しゆ一、鳳至郡總持寺塔頭法光院に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五二四

きしん申候、のとのくにたかばたけこぬぎむらのうち、あましゆ一がちぎやうするたの事。

合貳百かりのうち

一たんはこにて候りやうごの御ばうへたび候。

一たんはきしん申候。さいそほんゆづかりじやう

に見へたり。

右かのしよりやうハ、あましゆ一ちぎやうさおいなきし

よりやうなり。しかるにごしやうぼだいのために、ほん

ゆづりじやうともに、ししやうかんさんおしやうの御た

んちうへ、ゑいたいきしん申候。しゆ一がしそんとして、

かのところにいらんわづらいをいたさん物は、ふけうじ

んとしてかのところをちぎやうすべからず候。よつてご

にちのために、きしんじやうくだんのごとし。

ちようち四ねん三月八日

あましゆ一 在判

(本文書にいふ、のとのくにたかばたけこぬぎむらは高畠庄小柴村のことなるが如し。此木をクノギクヌギと訓みたる例は鳳至郡の邑名に在り。又小柴村なるものは現に存せざれども、應永三年三月廿九日の條に見えたり。)

五月十五日。尼りやうご、鳳至郡總持寺塔頭法光院に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五二五

ゆづりたび候、のとのくにたかばたけこぬぎむらのうち、あましゆ一の御ばうのゆづりたび候たの事

合百かり。さいしよほんゆづりじやうに見へたり。

右かのしよりやうは、はじめしゆ一の御ばうのちぎやう

さおいなきしよりやうなり。しかるにりやうごにゆづり

たび候とゆへども、ごしやうぼたいのために、ししやう

がつさんおしやうの御たんちうへきしん申候。このたに

いらんわづらいおいたさん物は、さいくわしよせられ候

て、そのさをいたされ候べし。よつてごにちのためにきしんじやうくだんのごとし。

ちやうち四ねん

五月十五日

あまりやうご 在判

七月三十日。後光嚴院、山城北野社領羽咋郡菅原莊を社家に付し、神用を全うせしめ給ふ。

【北野社古文書】 山城

五二六

當社領能登國菅原莊、所被付社家也。可全神用之由可令知行之旨、天氣所候也。仍上啓如件。

貞治四年七月三十日

(萬里小路御房) 右 中 辨 在判

謹上 北野別當僧正御房

【北野社古文書】

五二七

北野社三年一請會料所、能登國菅原莊事。當莊給主、在於貞治元年所役者、年請文無沙汰。當年分は所背催促、對押之間神事闕如違式、令罪科重疊訖。依以件莊被付社家、可致全永代神用旨、依經奏聞被下綸旨云々、此